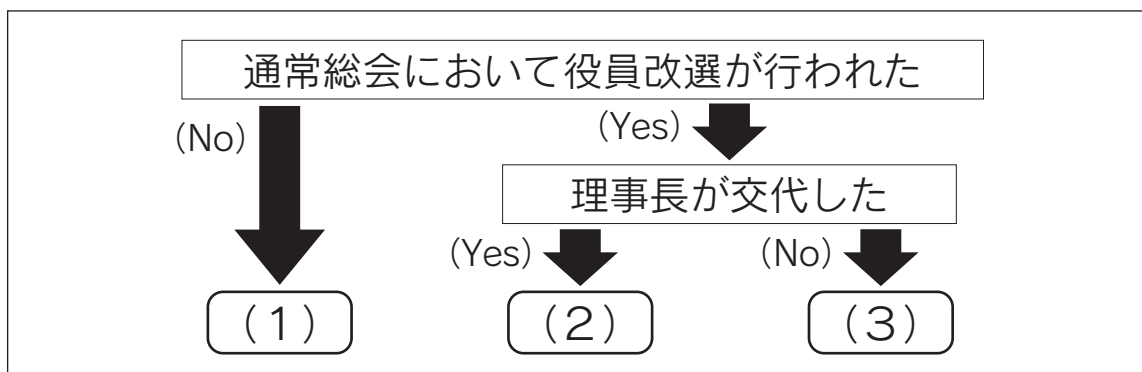


[Q] 当組合は3月決算であり、5月下旬に通常総会を開催する予定です。
次の(1)~(3)の場合において、通常総会終了後に所管行政庁及び法務局に提出する書類について教えてください。



[A] ご提出いただく書類は、次のとおりです。

(1)の場合

→「決算関係書類提出書」のみ

(2)の場合

→「決算関係書類提出書」、「役員変更届書」、「変更登記申請書(※)」

(3)の場合

→「決算関係書類提出書」、「役員変更届書」、「変更登記申請書(※)」

(※)理事長の交代の有無にかかわらず、代表理事の変更登記は必要となりますのでご注意ください。

【参考】

①「決算関係書類提出書」の提出について(所管行政庁) ※総会終了後2週間以内に提出

- (1) 提出部数は、所管行政庁が秋田県の場合は2部(その他の場合は3部)提出してください。
- (2) 組合員名簿については、「直近の組合員名簿」も別途1部提出をお願いします。

②「役員変更届書」の提出(所管行政庁) ※変更の日から2週間以内に提出

- (1) 提出部数は、決算関係書類提出書と同様になります。
- (2) 役員補充のみの場合も提出が必要です。
- (3) 記載する新役員の住所については「個人の住所」を記載してください。
※会社の住所ではありません。

③「変更登記申請書」の提出(法務局) ※変更の日から2週間以内に提出

現在、商業登記が出来るのは秋田地方法務局(本局)のみとなっています。法務局にて登記申請を行う場合は従来と同様の手続ですが、遠方の場合は郵送による申請も可能です。

[秋田地方法務局(本局)]

〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎 ☎018-862-1174

なお、本会ホームページより各種様式をダウンロードできますので、ご利用下さい。

[ホームページ] <http://www.chuokai-akita.or.jp/youshiki.html>

本件についてご不明な点がございましたら、本会事業振興部又は大館支所・横手支所までお問い合わせ下さい。

[お問い合わせ先] 本会 事業振興部 ☎018-863-8701

大館支所 ☎0186-43-1644 横手支所 ☎0182-32-0891